

令和5年度香川県流域下水道事業会計補正予算議案

(総則)

第1条 令和5年度香川県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和5年度香川県流域下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既定予定量)		(補正予定量)	(計)
(2) 年間総処理水量	10,835,000 m ³	△	5,691 m ³	10,829,309 m ³
(3) 1日平均処理水量	29,604 m ³	△	16 m ³	29,588 m ³
(4) 建設改良事業	898,600 千円	△	220,364 千円	678,236 千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)		(補正予定額)	(計)
	収		入	
第1款 流域下水道事業収益	2,174,894 千円	△	20,525 千円	2,154,369 千円
第1項 営業収益	1,055,677 千円	△	11,840 千円	1,043,837 千円
第2項 営業外収益	1,119,217 千円	△	33,266 千円	1,085,951 千円
第3項 特別利益			24,581 千円	24,581 千円
	支		出	
第1款 流域下水道事業費用	2,170,570 千円	△	63,492 千円	2,107,078 千円
第1項 営業費用	2,135,746 千円	△	100,339 千円	2,035,407 千円
第2項 営業外費用	34,824 千円		21,336 千円	56,160 千円
第3項 特別損失			15,511 千円	15,511 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条中「232,675千円」を「166,451千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)		(補正予定額)		(計)
	収		入		
第1款 資本的収入	898,600 千円		169,636 千円		1,068,236 千円
第1項 企業債	214,800 千円		△ 52,800 千円		162,000 千円
第2項 国庫補助金	439,332 千円		△ 111,666 千円		327,666 千円
第3項 建設負担金	230,594 千円		△ 54,600 千円		175,994 千円
第4項 他会計補助金	13,874 千円		△ 1,298 千円		12,576 千円
第5項 固定資産売却代金			390,000 千円		390,000 千円
			支	出	
第1款 資本的支出	1,131,275 千円		103,412 千円		1,234,687 千円
第1項 建設改良費	898,600 千円		△ 220,364 千円		678,236 千円
第2項 固定資産購入費	1,211 千円		△ 505 千円		706 千円
第4項 国庫補助金返還金			253,954 千円		253,954 千円
第5項 建設負担金返還金			69,838 千円		69,838 千円
第6項 他会計補助金返還金			489 千円		489 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条の表限度額の欄中「214,800千円」を「162,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条中「25,134千円」を「19,514千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第9条中「183,835千円」を「182,537千円」に改める。

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 予算第9条の次に次の1条を加える。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
処分する資産	土 地	大東川浄化センター用地 (綾歌郡宇多津町字吉田)	25,000.56㎡	有償所管換